

繊維産業技能実習事業協議会決定第1号  
平成30年3月23日

繊維産業技能実習事業協議会組織運営要領

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第54条第5項の規定に基づき、繊維産業技能実習事業協議会（以下「事業協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（目的）

第1条 事業協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、構成員の連携の緊密化を図るとともに、繊維産業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（組織）

第2条 事業協議会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。

2 事業協議会は、前項に規定するもののほか、必要と認める者をその構成員又はオブザーバーとして加えることができる。

（主宰）

第3条 事業協議会は、経済産業省製造産業局長が主宰する。

2 経済産業省製造産業局長は、会務を総理し、事業協議会を代表する。

3 経済産業省製造産業局長に事故その他やむを得ない事情があるときは、経済産業省大臣官房審議官（製造産業局担当）がその職務を代理する。

（事務局）

第4条 事業協議会の庶務は、経済産業省製造産業局生活製品課及び日本繊維産業連盟において処理する。

(会議の招集)

第5条 経済産業省製造産業局長は、必要に応じ、構成員及びオブザーバーを招集し、会議を開催する。

- 2 前項の場合において、経済産業省製造産業局長は、構成員及びオブザーバーのうち、会議の議事に関係する者のみを招集することができる。
- 3 構成員及びオブザーバーは、会議の議事に鑑みて適当な者を会議に出席させる。
- 4 経済産業省製造産業局長は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 5 経済産業省製造産業局長は、やむを得ない事由により事業協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員及びオブザーバーに送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。

(協議等)

第6条 事業協議会は、繊維産業の実情を踏まえ、次に掲げる事項について協議又は情報共有を行う。

- 一 技能実習制度の適正化等に係る周知及び徹底
  - 二 技能実習の実施及び技能実習生の保護に係る状況の把握
  - 三 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組
- 2 会議において構成員はオブザーバーの意見を求めることができるほか、オブザーバーは自ら意見をすることができる。

(議事の公開等)

第7条 会議は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨を公表する。

(雑則)

第8条 この運営要領に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、事業協議会において定める。